

介護ウェーブ 2020 推進ニュース

◆ 財務省が介護報酬プラス改定を否定

介護報酬の底上げ・改善を求める声を広げよう！

11月2日、財務省は2021年度介護報酬改定で介護報酬を引き上げる状況でない考えを示しました。厚労省の行った2020年度介護事業経営実態調査の結果の全サービス平均収支差率2.4%を根拠に「介護サービス施設・事業所の経営状況からは、プラス改定（国民負担増）をすべき事情は見いだせない」と示しました。

財務省の見解は、本来比較できない中小企業の利益率と「同程度の水準」であることを理由に、介護報酬の引き上げを否定したものであり、コロナ禍のもとで多くの介護事業所が抱えている困難を無視したものです。絶対に同意できません。「介護ウェーブ2020 請願署名」を大きく広げ、介護報酬の「底上げ」・改善を求める声を起こしていきましょう。

令和3年度介護報酬改定：総論②（介護サービス施設・事業所の経営状況）

- 経営実態調査による令和元年度の収支差率は2.4%と中小企業と同程度の水準。
また、介護報酬は、計画期間の3年間を見据えて決めるものであり、過去の経営状況についても一定期間（3年間）の状況を踏まえる必要があると考えられる。経営実態調査と経営概況調査の平成29～令和元年度の収支差率によれば、介護サービス施設・事業所の経営状況は同じく中小企業と同程度の水準。
- 更に、経営実態調査の収支差は、特別損失である「事業所から本部への繰入」は反映されている一方で、調査票段階では調査している特別利益が反映されていない。このため、特別損失である「事業所から本部への繰入」を除いた収支差率で見ると、介護サービス施設・事業所の収益率は更に上昇。特別損益を含まない観点からの分析は、施設に通常発生する収益に基づく収益性を示す指標として、サンプル数がより豊富な福祉医療機構が公表する「経営分析参考指標」でも用いられている。
- このように、近年の介護サービス施設・事業所の経営状況からは、少なくとも介護報酬のプラス改定（国民負担増）をすべき事情は見出せない。

「コロナは収支差に大きな影響を及ぼしていない」

新型コロナウイルス感染症の影響については、「一時的な利用控え等は見られたものの、6月以降、状況は改善」、「費用への影響は、人件費は影響がなく、総費用の増加は0.3%程度」とし新型コロナウイルス感染症の影響が収支差に大きな影響を及ぼしていないとの考えを示しました。また、感染対策に伴う費用は一時的なものと考え介護報酬改定で対応すべきでないことも示しました。

令和3年度介護報酬改定：総論③（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症の収入（介護給付費）への影響は、一時的な利用控え等は見られたものの、6月以降、状況は改善。
また、調査結果によれば、費用への影響は、人件費は影響がなかったと事業所が9割以上であり、物件費は令和2年度決算で+1.0%の上昇が見込まれている。ただし、物件費割合が約3割のため、総費用の増加は+0.3%程度（このうち消毒液の購入等のかかり増し経費には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括交付金」）により支援）。更に、収入（介護給付費）の伸び率が、全サービスで前年比3～4%程度のプラスとなっていることも踏まえれば、新型コロナウイルス感染症の影響が収支差に大きな影響を及ぼしていないのではないかと考えられる。
- また、今後とも感染状況の推移やそれに伴う介護事業への影響を見極める必要があるが、感染症対策等に伴う一時的な現象への対応であれば、令和3年度介護報酬改定において恒久的な負担増をもたらす対応は適切ではない。
- 仮に何らかの対応を行うとしても、
・これまで令和2年度補正予算で地域・サービスを重点化することなく緊急包括交付金による支援等を講じてきたものの、令和3年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。
・他方で、新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつきがあることに留意する必要があり、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい介護報酬体系の特性を踏まえつつ、メリハリをつけながら、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時的介護報酬上の措置を講じることはあり得る。このような介護報酬による対応は、緊急包括交付金よりも執行の迅速性や措置の継続性を含めた予見可能性に優れる。

「処遇改善をさらに進める環境にはない」

介護職員の処遇改善について「足元の労働市場の動向（有効求人倍率の低下）を踏まえ、介護報酬改定において国民負担（プラス改定）を求めてまで処遇改善をさらに進める環境にない」との考えを示しています。示された資料では確かに有効求人倍率は下がっていますが全職業0.95倍に対し介護関係職3.86倍と処遇改善が必要なことは明らかです。国民負担を考慮するならば、処遇改善の財源は全額公費負担でまかなうべきです。

令和3年度介護報酬改定：各論①（介護職員の処遇改善の必要性との関係）

- これまで、他産業の賃金が上昇する中で、介護人材の不足が深刻であることを踏まえ、累次にわたって介護職員の処遇改善を行ってきた。一方で、足元の労働市場の動向（1人当たり現金給与総額の減少、有効求人倍率の低下）を踏まえると、介護報酬改定において国民負担増（プラス改定）を求めたまで処遇改善を更に進める環境にはないのではないかと。
- 介護職員の人材確保については、以下のような方策を通じて、更なる取組みを進めるべきである。
 - ・ 足元の労働市場の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職支援を含め、介護人材の確保に資する職業転換施策を推進することが考えられる。
 - ・ 処遇改善加算については、令和元年10月から実施した特定処遇改善加算を請求している事業所が6割にとどまっていることから、加算の適用を促すことを含め、まずは既存の処遇改善加算の財源の活用を図るべきである。
(注) 特定処遇改善加算とは、総額2,000億円(公費1,000億円)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を実施するもの
 - ・ また、介護老人福祉施設の9割超・通所介護事業所の約4割・訪問介護事業所の約2割を占める社会福祉法人においては、社会福祉充実財産が十分に活用されておらず、当該財産を活用することによる処遇改善を促すことも考えられる。

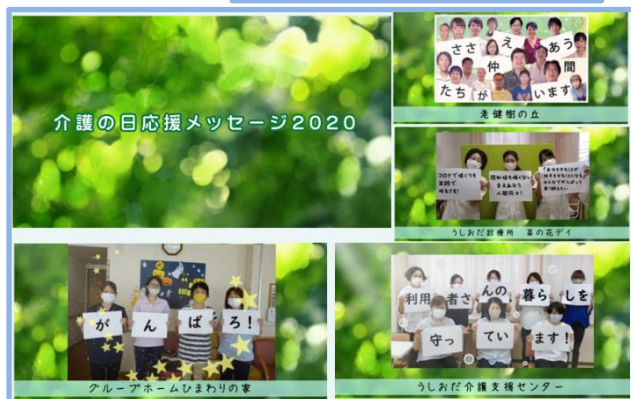
◆ 民医連外の事業所から 1528 筆の署名が届く!! (新潟民医連)

新潟民医連では県内の民医連外の 1,380 事業所に署名を送付し、104 事業所から合計 1,528 筆の返信を頂きました。中には 500 筆を超える署名に取り組んだ事業所もあります。また、事業所ではアクションメッセージボードを作成し、待合室や廊下などに掲示を進めています。



◆ 介護職員応援メッセージ DVD を作成 (神奈川民医連)

神奈川民医連では11月11日「介護の日」に向けた応援メッセージDVDを作成しました。毎年「学習会・宣伝・交流」をテーマに企画を行っていましたが、コロナ禍の影響で開催できない中でもお互いを励ましあう取り組みとして作成しました。30カ所以上の事業所、約200名の職員だけでなく利用者からのメッセージも多数あり、大変元気が出る内容です。



■ 第190回介護給付費分科会報告

10月30日(金)に厚生労働省介護給付費分科会が開催され、20年度介護事業経営実態調査の結果の報告を受けた

上で居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設について2回目の審議が行われました。唯一収支差率がマイナスとなっている居宅介護支援事業については、基本報酬の見直しやICTやAIの活用を前提とした逡減制の緩和を求める意見が出されました。

<参加委員発言(抜粋)>

江澤和彦委員(日本医師会常任理事)

居宅介護支援事業所の厳しい経営状況だけを考慮した逡減制の緩和ではなく質の向上を考慮する必要がある。緊急時の業務外として生じた業務に費用を実費で請求することが検討されているが、ケアマネジャーは専門職で専門性を発揮できる業務に専念するべきだ。総括的に居宅介護支援事業所の経営は悪化しており、基本報酬に問題がある。

鎌田 松代氏(認知症の人と家族の会理事)

「質の高いケアマネジメント」とは利用者にとって分かりやすく、細かいことでも納得できるように説明できるケアマネジメントことと考えている。外出が困難な高齢者にとってケアマネジャーとの繋がりは社会との繋がりのひとつとなっている。調査では約4割のケアマネジャーが「介護や環境支援にはつながらない相談」を業務外と考えているが、ケアマネジメントには利用者との対話や傾聴が含まれている。認知症の人と家族の会は契約に至らなかった業務に対して一定の評価をするよう要求してきた。

★ 個別サービス事業の論点(2巡目審議)について別添資料をご参照ください。

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川